



2021年12月15日

各 位

会 社 名 株式会社ニッセイ
代表者名 代表取締役社長 野崎 剛寿
(コード番号 6271 東証・名証 第2部)
問合せ先 執行役員 久米 英樹
(TEL 0566-92-1151(代表))

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年2月中旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2021年12月31日（金曜日）（以下「本基準日」といいます。）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使できる株主といたします。

- (1) 基準日 2021年12月31日（金曜日）
- (2) 公告日 2021年12月16日（木曜日）
- (3) 公告の方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://www.nissei-gtr.co.jp/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

2021年11月8日に公表いたしました「支配株主であるブラザー工業株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、ブラザー工業株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、当社株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、以下の方法により、当社株式の全ての取得を目的とした一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する予定であり、他方で、②本公開買付けが成立したものの、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、当社に対し、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を2022年2月中旬を目途に開催することを要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、公開買付者から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催するべく、本公開買付けの決済の開始日（本日時点において、決済の開始日は2021年12月28日です。）後の近接する日を基準日とするように本臨時株主総会の開催に係る基準日設定公告を行うことの要請を受けましたことから、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる本基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会を招集する場合、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきまして、決定次第改めてお知らせいたします。

但し、（i）本公開買付けが成立しなかった場合、又は、（ii）本公開買付けの成立した場合でも、公開買付者が当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至り、本株式売渡請求を行った場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

以 上